

6 美しいまちなみの保全

“美しいまちなみの保全”は、次に示す基本目標の実現に向けた施策の方向性を示すものである。

基本目標 芦屋エコライフの普及

基本目標 美しいまちなみの保全

基本目標 参画と協働の推進

美しいまちなみの保全に向けて実施する事項

(1) 美しいまちなみの計画的な保全と創造

- 都市景観に配慮したまちづくり
- 緑ゆたかなまちづくり
- 歴史的・文化的資源を生かしたまちづくり
- 「芦屋庭園都市宣言」によるまちづくり
- 安全・安心に配慮したまちづくり

(2) 緑化の推進

- 公園・緑地の整備
- 道路緑化の推進
- 民有地緑化の推進

(3) まちなみの美化

- 美化意識の高揚
- 美観を損ねる行為の抑制
- 清掃活動の推進
- 駐輪対策

(1) 美しいまちなみの計画的な保全と創造

本市は、良好な住宅地景観と緑豊かな六甲の山並み、美しい並木に囲まれた芦屋川等の自然景観が織り成す気品と風格のある美しいまちなみを保有している。このようなまちなみは、長きにわたって先人たちが築き上げてきたものであり、本市の個性的な魅力（芦屋らしさ）として認識されている。

また、一方では、震災復興事業としての土地区画整理事業や南芦屋浜地域の開発等により、新たなまちなみが形成されている。

市民の共通の財産である芦屋の美しいまちなみを保全・創造するため、「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」に基づき、市民・事業者の参画と協働により、計画的なまちづくりを推進する。

都市景観に配慮したまちづくり

芦屋の美しいまちなみを保全するため、景観緑三法を視野に入れながら、『芦屋市都市景観条例』や『芦屋市住みよいまちづくり条例』を初め、地区の特性に応じた土地利用、施設の配置、建築物の用途、形態等に関する地区計画¹⁾や建築協定²⁾等により、住環境の保全及び育成に努め、都市景観に配慮した、統一感のある個性豊かなまちづくりを市民の参画と協働の下に進める。

また、市域の景観資源を保全活用し、広域規制や重点地区の景観保全形成を進めるため、『景観法』に定められた「景観計画区域」や「景観地区」など、新たな制度の運用を検討する。

緑ゆたかなまちづくり

『都市緑地法』に基づく「緑の基本計画」の策定に取り組み、民有地における緑の状況を把握するとともに、緑地保全地区の指定、都市公園等の整備、目標とする緑被率³⁾の設定、保護樹等の指定により、緑地の保全及び緑化の推進を図る。

また、市民・事業者の参画と協働により、六甲山の緑、市街地の緑、海浜部の自然環境の保全と活用に努め、これ等と芦屋川・宮川を結ぶ「水と緑のネットワーク」により、普段の生活の中で自然とふれあうことのできる潤いのあるまちづくりを進める。



六甲山と芦屋川

- 1) 都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、きめ細かな計画（土地利用、施設の配置・規模、建築物の用途・形態等）を定める制度。地区特性に相応しい態様を整えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定められている。
- 2) 市町村の区域の一部について、建築基準法に基づき関係権利者が合意の下に、建築物の敷地・構造・用途・形態・意匠などについて定める協定
- 3) ある地域又は地区において緑被地の占める割合をいう。「緑被地」は、樹林地、草地、田、畑などを総称していう場合と、樹木、芝、草花などで覆われた土地の部分のみをいう場合がある。

歴史的・文化的資源を生かしたまちづくり

会下山遺跡や阿保親王塚などの遺跡や、旧山邑邸などの優れた建築物、古くからの風情あるまちなみなどの歴史的・文化的資源の保全に努める。

また、歴史的・文化的資源が残されている市内各所を結ぶネットワークを形成し、芦屋の良さが再確認できるような魅力あふれるまちづくりを進める。



阿保親王塚



旧山邑邸

「芦屋庭園都市宣言」によるまちづくり

本市は、平成16年1月1日に「芦屋庭園都市」を宣言した。この宣言によって、花と緑いっぱいのもちづくりを推進し、市民や事業者の参画と協働により、世界の人々に一度は訪れてみたいと思われるような美しいまちづくりを目指す。

庭園都市づくりは、市民ワークショップでまとめられた、庭園都市情報の収集と発信、(仮称)オープンガーデン、緑の制度の勉強会、緑の循環システム、緑の交流会の5つのアクションプログラムにより進めていく。

このアクションプログラムは、市が進める施策、市民や事業者が進める活動、市と市民が協働して行う事業として、それぞれが役割を担い連携しながら進める。

安全・安心に配慮したまちづくり

まちづくりにおいて、美しいまちなみを形成していくとともに、防災機能の向上とユニバーサルデザイン¹⁾化を図り、すべての市民が安全に、安心して暮らすことのできるまちづくりを進める。

¹⁾ ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示すように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

(2) 緑化の推進

公園・緑地の整備

「緑の基本計画」を策定し、これに基づき公園・緑地の計画的な整備を推進するとともに、市民参加型の公園・緑地の管理を推進し、地区コミュニティの活性化を図る。

緑化の実施にあたっては、生態系に配慮した樹種選定や緑地の配置に努めるとともに、公園及び緑地の夜間照明については、安全性に配慮しながら、人工光によるビオトープへの影響をできる限り少なくするよう努める。



前田公園



芦屋市総合公園

道路緑化の推進

既存の街路樹の保護、育成に努めるとともに、幹線道路、コミュニティ道路を整備する際は、歩行者等の安全を確保しつつ、沿道の植栽やポケットパーク¹⁾等による道路緑化に努める。



山麓線（岩園町）



鳴尾御影線（打出小槌町）

民有地緑化の推進

民有地における生け垣の設置、駐車場緑化、壁面緑化、屋上緑化等の取組の推進を啓発するとともに、空地においては、市民等との参画・協働を視野に入れた緑化の推進を検討する。

また、「芦屋市緑化等環境保全事業助成制度」等により、民有地の緑化を支援していく。

¹⁾ 道路わきや街区内の空地などわずかな土地を利用した小さな公園

(3) まちなみの美化

美化意識の高揚

空き缶、たばこの吸い殻等のポイ捨てや犬のふん等によって美観が阻害されることを防止するため、「芦屋市自治会連合会」と「芦屋市環境衛生協会」が主催する「わがまちクリーン作戦」、美化推進員と市による空き缶等のポイ捨て禁止キャンペーン、各自治会への啓発用のノボリ旗・ポイ捨て禁止のステッカー等の貸し出し、市広報紙による啓発活動等を通じて美化意識の高揚を図る。



わがまちクリーン作戦

美観を損ねる行為の抑制

『芦屋市空き缶等の散乱防止に関する条例』の規定に基づき、空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置などのまちなみの美観を損ねる行為が禁止されていることを啓発する。

また、公共施設等への落書きには、鉄道事業者、阪神南泉民局、芦屋警察署、市等で構成する「芦屋市落書き防止連絡調整会議」で対策を協議するとともに、市広報紙や広報チャンネル等での啓発、落書きされやすい箇所への落書き防止塗料の塗布及びパトロール等を実施する。

『芦屋市空き缶等の散乱防止に関する条例』(抜粋)

第1条(目的)

この条例は、空き缶等の投げ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図るとともに市民の快適な生活環境を確保し、もって美しいまちづくりを推進することを目的とする。

第6条(空き缶等の投げ捨ての禁止)

何人も、公共の場所及び他人の占有する場所にみだりに空き缶等の投げ捨てをしてはならない。

第7条(飼い犬のふんの放置の禁止)

飼い犬の所有者又は占有者は、当該飼い犬が公共の場所及び他人の占有する場所においてふんを排泄した場合には、当該ふんを放置してはならない。

この条例では、「公共の場所」を、第2条第5号において「公有若しくは私有の場所であるかを問わず、道路、公園、河川、山林、広場、海岸、駅等の不特定多数の者が自由に利用又は出入りができる場所をいう。」と定義している。

清掃活動の推進

「芦屋市自治会連合会」と「芦屋市環境衛生協会」が主催する全市一斉の「わがまちクリーン作戦」、「あしや山まつり」と協賛した「芦屋川のクリーン作戦」や「ごみ持ち帰りキャンペーン」等の清掃活動、各自治会やボランティアグループ等で自主的に実施される清掃活動を支援し、市民・事業者との協働による清潔なまちづくりに取り組む。



わがまちクリーン作戦



芦屋川のクリーン作戦

駐輪対策

市内各駅周辺の放置自転車の防止対策として、クリーンキャンペーンや放置自転車の撤去を実施するとともに、駐輪場所の情報や交通ルールを市広報紙やホームページ等で発信し、自転車利用者の交通マナーの向上を図る。

また、整備要望の多いJR芦屋駅南側では、関係機関等の協力を得ながら、駐輪施設の整備を検討する。



JR芦屋駅前の放置自転車